

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 3 月31日

【会社名】 アグロ カネショウ株式会社

【英訳名】 AGRO-KANESHO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 櫛 引 博 敬

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目 2 番19号

【電話番号】 03-5570-4711

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 海 部 行 延

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目 2 番19号

【電話番号】 03-5570-4711

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 海 部 行 延

【縦覧に供する場所】 アグロ カネショウ株式会社 西日本支店
(大阪府吹田市江坂町一丁目13番41号)
アグロ カネショウ株式会社 関東支店
(埼玉県所沢市下安松852)
アグロ カネショウ株式会社 東海支店
(愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 4 番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年3月28日に開催しました第58回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額151,634,376円

ロ 効力発生日

平成29年3月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、櫛引博敬、井上智広、市野則夫、高石文雄、金瀬 聖、後藤 純、海部行延、藤倉基晴、岩崎泰一の9名を選任する。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任する森田幸一、岸本和也両氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期については、取締役会に一任する。

また、当社は平成29年2月10日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、第2号議案が承認されることを条件に、重任される取締役9名及び在任中の監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金の打切り支給を行う。退職慰労金の支給時期については、各取締役及び各監査役の退任時とし、その贈呈の時期、個別の金額及び方法等の決定は、当社所定の基準の範囲で取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年3月24日開催の第30回定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）と承認され、今日に至っており、その後25年以上の年月が経過し、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、また役員報酬の機動的な運用を可能とするため、現行の月額を年額に換算し、取締役の報酬額を改定する。報酬支給額は賞与を含めた報酬とし、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとし、第2号議案が承認されると、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となる。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金により構成されていたが、新たに社外取締役を除く取締役に対する株式導入制度を導入する。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落のリスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としている。第4号議案として付議している取締役の報酬限度（年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で、株式報酬を、平成29年12月末で終了する事業年度から平成30年12月末で終了する事業年度までの2年間に在任する取締役に支給する。第2号議案が承認されると、本制度の対象となる取締役の員数は、社外取締役を除いた7名となる。本制度は当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数

の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度であり、本信託の当初の信託期間は2年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金200百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、本信託を設定する。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成19年3月28日開催の第48回定時株主総会において、月額3百万円以内と承認され、今日に至っており、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、現行の月額を年額に換算し、監査役の報酬額を年額50百万円以内（うち社外監査役分は25百万円以内）と改定する。なお、本株主総会終結の時点で監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）である。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	97,117	163	0	(注) 1	可決 95.54
第2号議案 取締役9名選任の件					
櫛引博敬	97,096	184	0		可決 95.52
井上智広	96,005	1,275	0		可決 94.45
市野則夫	97,099	181	0		可決 95.53
高石文雄	97,099	181	0		可決 95.53
金瀬 聖	97,099	181	0	(注) 2	可決 95.53
後藤 純	97,099	181	0		可決 95.53
海部行延	97,076	204	0		可決 95.50
藤倉基晴	97,055	225	0		可決 95.48
岩崎泰一	97,069	211	0		可決 95.50
第3号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈なら びに役員退職慰労金 制度廃止に伴う打切 り支給の件	87,039	10,241	0	(注) 1	可決 85.63
第4号議案 取締役の報酬額改定 の件	89,219	8,061	0	(注) 1	可決 87.77
第5号議案 取締役に対する株式 報酬等の額及び内容 決定の件	79,166	18,114	0	(注) 1	可決 77.88
第6号議案 監査役の報酬額改定 の件	97,098	182		(注) 1	可決 95.53

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

